

総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第7号

総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年総社市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動条号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(報告の時期)</u></p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p><u>(報告事項)</u></p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(公表事項)</u></p> <p>第2条 人事行政の運営等の状況に関し、公表しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員の給与に関する状況</p> <p>(2) 職員の定員管理に関する状況</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p>(5) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(6) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(7) <u>職員のサービスの状況</u></p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(公表の時期)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、<u>第2条の規定による報告を受けたときは、毎年3月末までに、当該報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</u></p> <p>(公表の方法)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>(公表の時期)</p> <p><u>第3条</u> 市長は、<u>前条に掲げる事項を、毎年、規則で定める日までにこれを取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</u></p> <p>(公表の方法)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。